

対象者	・三越伊勢丹グループ労働組合を構成する企業における直接雇用従業員 ・育児・介護休業中（または休職中）も対象となります ※ただし、アルバイトと学生は対象外とする	
補助額	組合員：総額に対して 1/2 年間利用上限 40,000 円/人 非組合員：総額に対して 1/4 年間利用上限 20,000 円/人 ・「組合員」「非組合員」についての取り扱いは申請時点とし、年度中に変更があった場合は組合員上限を適用	
給付要件	・受験・受講ともに領収書をもって申請を受け付け（可否・受講修了したかは問わず） ・申請受付累計期間は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 3 1 日（年間利用上限に達するまで何回でも申請可能） ・厚生労働省教育訓練給付制度との併用可 ※別途手続きが必要なため申請前に組合に要連絡 ・自己啓発支援制度申請【フォームズ申請した日】より遡って 1 年以内の本人名義【フルネーム】の領収書 ※クレジットカード支払い（紙）の領収書の場合は、但し書きに必ず「クレジットカード利用」と記載が必要	
補助対象	補助の対象	補助の対象外
	○資格・講座の受験料・受講料 ※IMGU で団体の存在が確認できるもの （国家資格、公的資格、民間資格、講座、ビジネススクール、趣味・カルチャースクール等、自己啓発セミナー 厚生労働省教育訓練給付制度対象の資格、） ○資格登録料（受験料と一緒に申請が条件） ○テキスト代（購入しないと受験・受講出来ない場合のみ） ○教材費（受講料）と一緒に申請が条件	×IMGU で団体の存在が確認できるもの ×入社前および組合加入前の受講や資格取得 ×資格の更新料（運転免許等） ×取得した資格の更新のための受講 ×定期購読代 ×参考書代、問題集代 ×受講の際の交通費
申請方法	<p style="background-color: yellow;">【2023 年度 4 月 1 日より申請方法が変わります】</p> <p>【申請手順】</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-bottom: 10px; width: 80%;"> <p style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; border-radius: 5px;">①必要書類を揃える</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-bottom: 10px; width: 80%;"> <p style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; border-radius: 5px;">②フォームズで申請</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-bottom: 10px; width: 80%;"> <p style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; border-radius: 5px;">③申請書類を送る</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; width: 80%;"> <p style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; border-radius: 5px;">④給付金を受け取る</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>・領収書（○本人名義フルネーム）（×企業名・苗字のみ不可） ・資格・講座名と金額が掲載されている資料（領収書の金額を証明できるもの）</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>自己啓発支援制度申請 forms QR コード及び URL は 4 月 1 日～使用可能 URL: https://forms.office.com/r/XiZNQHXYiC</p>  </div> <p>・『領収書（原本）』と『資格・講座名と金額が掲載されている資料』を送る ・送達⇒新宿H&Iビル 1F 組合事務所 自己啓発担当 ・郵送⇒〒160-0022 東京都新宿区新宿 5 丁目 17 番 18 号 H&Iビル 1F 三越伊勢丹グループ労働組合本部 自己啓発担当</p> <p>・フォームズで申請し、月末までに『領収書』と『金額を証明する書類』が組合事務所に届き、不備がなければ翌月 20 日に本人名義口座へ振込ます。 ・領収書・書類に不備がある場合は振込月がずれることがあります</p> </div>	
問合せ先	三越伊勢丹グループ労働組合本部 自己啓発支援制度担当 〈メール〉 toiawase_jikokeihatsu@imgu.or.jp 〈電話〉 内線：801-23-911 外線：03-5273-5165	